

事業評価制度の見直しについて

1 検討経過

本県では、「うつくしま21」のスタートに合わせて、平成13年度から事業評価制度を本格的に導入し、継続的に事業評価が実施されてきたが、平成22年度からは、新しい総合計画「いきいきふくしま創造プラン」に基づき重点プログラム等の各種施策が進められることから、新計画を着実に推進していくために、事業評価委員会において、現行制度を見直し、より効果的な評価制度を構築するための検討を行い、知事に意見具申を行った。

- (1) 第4回事業評価委員会（平成21年11月12日） 評価制度の見直しについて
- (2) 第5回事業評価委員会（平成22年1月20日） 評価制度の見直しに関する取りまとめ
- (3) 知事への意見具申（平成22年2月8日）

2 事業評価制度について

(1) 経緯

長期総合計画「うつくしま21」（H13～）のスタートに合わせ、計画に掲げる施策目標を達成するために有効な手段を探り、改善実行していくという継続的なマネジメントサイクルの確立などを目指して導入。

- 平成11～12年度 試行
- 13年度～ 本格的導入
- 平成16年度～ 福島県事業評価委員会を設置し、第三者機関評価を実施

(2) 評価の対象・実施方法

〔施策評価〕

評価対象：重点施策体系及び基本施策体系の小項目

実施方法：上位政策目的との関係から社会経済情勢の変化、目標達成度、手段の妥当性の視点から評価。目標達成のための課題を検討した上で今後の施策の方向性を示す。

〔個別事業評価〕

評価対象：施策を構成する個別事業

実施方法：事業の有効性、施策への寄与度、県関与の必要性、社会経済情勢の変化の視点から評価。目標達成のための課題を検討した上で今後の事業の方向性を示す。

3 事業評価制度における主な課題

(1) 個別事業評価の偏重

個別事業評価の方が対象件数も膨大なこともあります、どうしても個別事業評価の方に力点が置かれ、施策評価は個別事業評価の単なる積み上げとなってしまい、いわゆる木を見て森を見ない評価になりがちである。

事業は施策を実現するための手段であるという位置づけをしっかりと認識したうえでの施策レベルでの検証が弱い。

(2) 総合計画の進行管理と評価の関係

「うつくしま21」の進行管理にあたっては、事業評価の結果を一部活用しているが、調書

は別々に作成し、また、評価については事業評価委員会において県の評価の妥当性等について審議を行う一方、総合計画の進行管理については総合計画審議会に対し県がとりまとめた進行管理結果の報告等を行うなど、計画の進行管理と事業評価は、別々に行われている。

(3) 評価結果の活用

評価結果（事業の方向性）が重視されるあまり、評価すること自体が目的化してしまう傾向も見られることから、評価した結果を改善や見直しにつなげるという部分が弱い。

4 評価委員会からの意見具申とその対応

(1) 施策中心の評価

新しい総合計画を確実に推進していくには、施策の達成度を測る指標の進捗状況を把握したうえで、施策を進める上での課題を検証し、次の施策展開に生かしていくことがこれまで以上に重要であることから、個別事業の評価に力点を置くのではなく、より大局的な視点から施策の取組状況を評価することに力点を置いた評価制度とすべきである。

【対応】

施策を進める上での課題を検証し、次の施策展開に生かしていくことがこれまで以上に重要であることから、個別事業の評価に力点を置くのではなく、より大局的な視点から施策の取組状況を評価することに力点を置いた評価とする。

(2) 総合計画の進行管理との一体化

新しい総合計画を推進していくには、より効果的・効率的に進行管理を行っていく必要がある。このため、評価については、総合計画審議会などが第三者評価機関としての役割も担い、総合計画の進行管理と併せて一体的に審議することが望ましい。

【対応】

総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこととし、より効果的・効率的に進行管理を行っていく。評価については、総合計画審議会が第三者評価機関としての役割も担い、総合計画の進行管理と併せて一体的に審議する。

(3) 評価結果の効果的な活用

施策評価の結果を次年度事業の構築や選定等に効果的に生かしていくため、施策の中で何が課題なのか、弱い部分はどこなのかといった評価結果を全庁的に共有し、それらの課題に対応する方策は何かといった検討を部局横断的に行うべきである。

【対応】

評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、各部局における次年度事業の企画立案や事業の見直し、重点プログラムに基づく次年度事業の構築・選定等に生かしていく。